

## 新型コロナウイルス感染症に伴う

### 「電話診療による処方せんの発行」について

- 1 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（2020年2月28日付）にて、これまで対面でしか発行できなかった処方せんを、慢性疾患を有する定期受診患者さんに対して、電話診療での発行を厚生労働省が認めました。
- 2 対象患者  
厚生労働省の基本方針を受け、当院では「慢性疾患を有する予約のある患者」と主治医が判断した場合にかぎり、電話診療による処方せん発行を運用しています。
- 3 電話受診の方法  
ご希望のかたは、患者さんの診察予約の時間内に電話をかけてください。  
医師が判断のうえ、処方せんの発行をさせていただきます。  
その際に、かかりつけ薬局をお伝えください。当院より、処方せんを FAX いたします。
  - 主治医が、電話での処方せん発行が出来ない（対面での診療が必要）と判断した場合は、申し訳ありませんがお電話で処方せん発行は出来ません。
  - お薬の受け取り方法は、かかりつけ薬局へお問い合わせください。